

職員の懲戒処分について

令和3年8月20日
郡山市総務部人事課
担当：宗方 成利
TEL：924-2048

本日付で、2件の懲戒処分を実施しました。

1 交通事故（車検切れの自家用車による事故）

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年8月20日
事件概要	<p>令和2年10月12日（月）午前8時15分頃、40代の職員（女性）が、出勤のため、市内菜根二丁目地内の市道を普通乗用自動車にて走行中、信号機の無い丁字路を右折しようとしたところ、安全確認が不十分であったため、右方向から直進してきた自転車と接触した。</p> <p>この事故による相手方の大きな怪我や損害は生じなかったものの、職員所有の普通乗用自動車について、職員の失念により、車検及び自賠責保険の有効期間が約5か月前に切れたままであったことが判明した。</p>		

2 交通事故（過失による人身事故）

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年8月20日
事件概要	<p>令和3年2月15日（月）午前8時22分頃、40代の職員（男性）が、出勤のため、市内亀田二丁目地内の市道を普通乗用自動車にて走行中、信号機が無く見通しが悪い交差点において、徐行せず、安全確認が不十分なまま、時速約30kmで交差点に進入し、交差点左方向から直進してきた普通乗用自動車と衝突した。</p> <p>この事故により、相手方車両、交差点付近に設置されたカーブミラー及びブロック塀に損害を与えるとともに、相手方に全治約2か月の重傷を負わせた。</p>		